

御嵩町訓令甲第32号

御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御嵩町（以下「町」という。）への愛着及び誇りを育み、地域の個性あるまちづくりを創造するため、緑豊かな自然のイメージを広くPRする町のシンボルキャラクター「ミーモくん」（以下「ミーモくん」という。）のイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるもの（以下これらを「デザイン等」という。）の適正な使用について必要な事項を定めることにより、町内外で多岐にわたるデザイン等の有効な活用を図ることを目的とする。

(デザイン等に関する権利)

第2条 デザイン等に関する一切の権利は、町に属する。

(使用申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は県が使用する場合
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第5款に規定する著作権の制限に該当する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (4) 町又は教育委員会の後援の承認を受けた者が使用する場合
- (5) その他町長が適当と認める場合

2 前項の規定により町長の承諾を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、「ミーモくん」デザイン等使用承諾申請書（別記様式第1号）に次に掲げる資料等を添えて、使用を開始する日前10日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体等である場合に限る。）
- (2) デザイン等を使用する物件（以下「使用物件」という。）の完成品又は見本（サンプル、レイアウト、原稿等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(使用承諾)

第4条 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承諾の適否を決定し、「ミーモくん」デザイン等使用承諾（不承諾）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承諾しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を傷付け、又は傷付けるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条に規定する風俗営業として認められる営業活動を行う者が使用する
るとき。

- (4) 御嵩町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条第1号に規定する
暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているよう
な誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) デザイン等の使用によって、第三者に事実の誤認又は混同を生じさせるお
それがあると認められるとき。
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) その他デザイン等の使用に関し町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項に規定する承諾に関し、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条第1項の規定により使用の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)

は、次に掲げる事項をすべて遵守しなければならない。

- (1) 承諾に付された条件を遵守すること。
- (2) 承諾された使用物件又はその包装等に、別表第1に掲げる使用承諾番号を
必ず表示すること。
- (3) 別表第2に掲げる「ミーモくん」の基本形及び別に定める「ミーモくん」使
用マニュアルを遵守すること。
- (4) 使用物件の完成品を使用する前又は完成後1月以内のいずれか早い日まで
に町長に提出し、確認を受けること。ただし、当該完成品の提出が困難な場合
にあっては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) デザイン等について知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登
録しないこと。
- (6) 使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 前項(第3号から第6号までの規定に限る。)の規定は、第3条第1項ただし
書の規定により承諾を得る必要がない者(以下「承諾不要者」という。)につい
ても適用する。

(承諾内容の変更)

第6条 使用者は、第4条第1項の規定により使用の承諾を受けた事項を変更す
るときは、「ミーモくん」デザイン等使用変更承諾申請書(別記様式第3号)に
次に掲げる資料等を添えて、新たに使用することとなる日前10日までに町長に
申請しなければならない。

- (1) 変更後の使用物件の完成品又は見本(サンプル、レイアウト、原稿等)
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更
承諾の適否を決定し、「ミーモくん」デザイン等使用変更承諾(不承諾)通知書
(別記様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する承諾に関し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用期限)

第8条 デザイン等の使用期限は、使用の承諾をした日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日(次項において「満了日」という。)までとする。ただし、町長が第10条第1項各号に規定する使用承諾の取消事由のいずれかに該当すると認めるときは、その取消事由に該当すると認めた日までとする。

2 使用者は、満了日後も引き続き使用物品を使用しようとするときは、当該満了日前1月までに町長による当該使用物品の確認を受けなければならない。この場合において、当該使用物品の使用期限は、当該満了日の翌日から起算して2年間とし、以後同様とする。

(使用の中止)

第9条 使用者は、第4条第1項の規定により使用の承諾を受け、又は第6条第2項の規定により使用変更の承諾を受けたデザイン等の使用を中止しようとするときは、「ミーモくん」デザイン等使用中止届(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(使用承諾の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承諾を取り消し、使用者に使用物件の回収等の措置をとるよう命ずることができる。

- (1) 第3条第2項又は第6条第1項に規定する申請の内容について虚偽があったとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第4条第2項又は第6条第3項の使用条件に違反したと認められるとき。
- (4) 第5条の遵守事項に違反したと認められるとき。

2 町長は、前項の規定によりデザイン等の使用の承諾を取り消したときは、「ミーモくん」デザイン等使用(変更)承諾取消通知書(別記様式第6号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承諾を取り消された者は、当該承諾に係る使用物件の使用を中止し、速やかに自己の負担で当該使用物件の回収等を行わなければならない。

4 第1項の規定により使用の承諾を取り消したことにより使用者に損害が発生した場合であっても、町はその賠償の責めを負わない。

5 第1項第2号及び第4号並びに第2項から前項までの規定は、承諾不要者について準用する。

(資料の提出又は報告の徴取)

第11条 町長は、「ミーモくん」の使用に関する資料の提出又は報告を使用者に求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

(使用の非独占性及び町の非推奨)

第12条 この要綱によるデザイン等の使用の承諾は、使用者又はその関係者が自己の商標又は意匠とする等、独占してデザイン等を使用する権利を付与する

ものでない。

- 2 この要綱によるデザイン等の使用の承諾は、使用者又は使用物件について、町が推奨又は品質保証を行うものでない。

(経費等の負担)

第13条 町は、デザイン等の使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等)

第14条 デザイン等の使用を承諾したこと等に起因し使用者に生じた損失補償等については、町はその補償の責めを負わないものとする。

- 2 使用者及び承諾不要者は、デザイン等の使用に関し、瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は全責任を負い、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者及び承諾不要者は、デザイン等の使用に関し、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これにより生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 町長は、前2項に規定する場合に該当すると認めるときは、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができるものとする。

(着ぐるみ等の貸出し)

第15条 ミーモくんの着ぐるみの貸出しに関しては、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領（平成22年訓令甲第29号）による。

(事務)

第16条 この要綱に係る事務は、環境政策を担当する課、室等において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

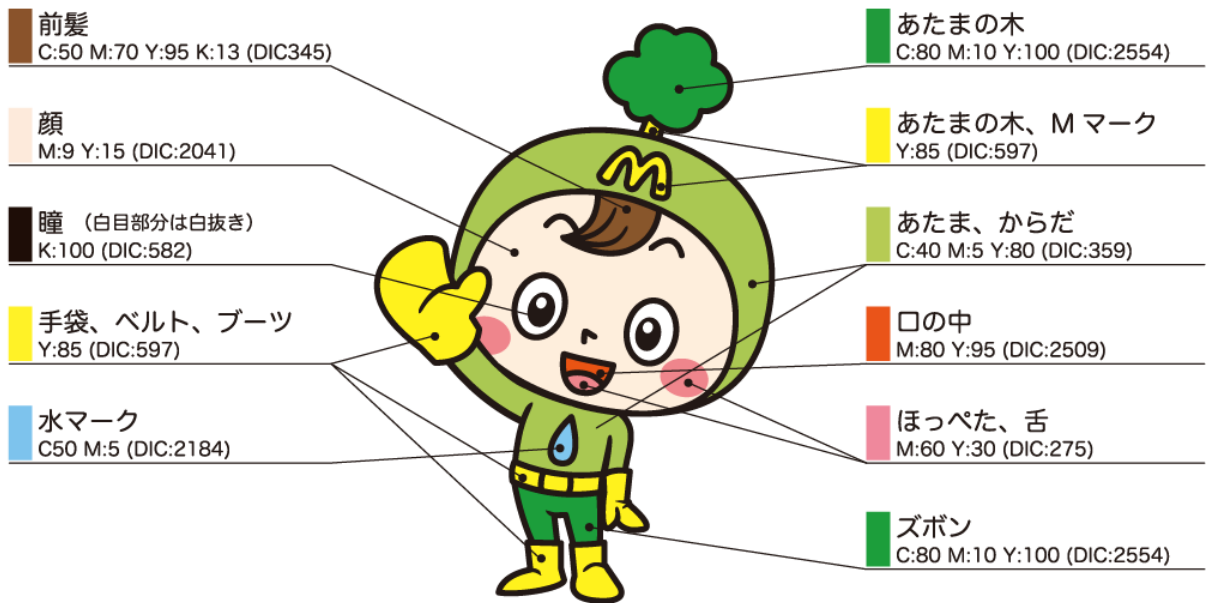
別表第1（第5条関係）

使用承諾番号	©御嵩町 ミーモくん #
--------	--------------

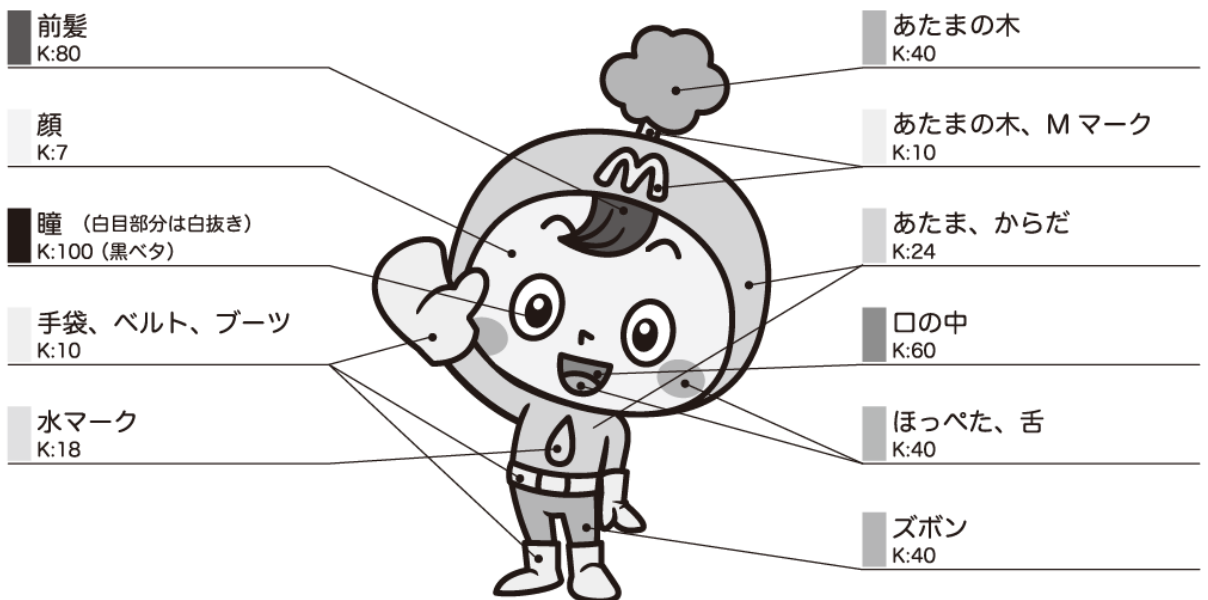
備考 #以下には、「ミーモくん」デザイン等使用承諾（不承諾）通知書により個別に指定する使用承諾番号を記載する。

別表第2 (第5条関係)

カラー (CMYK) 表示の場合の基本形及び色指定



グレースケール表示の場合の基本形及び濃度指定



御嵩町長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印
連絡先

「ミーモくん」デザイン等使用承諾申請書

デザイン等を使用したいので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱に規定する遵守事項及び条件を誓約し、同要綱第3条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 使用内容

使用目的	
期待される効果	
使用物件 (品目など具体的に)	
使用数量	
価格 (販売を目的とする場合)	
使用開始予定日	年 月 日

2 担当者連絡先

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類

- (1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体等である場合）
- (2) デザイン等を使用する物件の完成品又は見本（サンプル、レイアウト、原稿等）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長



「ミーモくん」デザイン等使用承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請のありましたデザイン等の使用承諾申請について承諾（不承諾）しますので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱第4条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 使用内容

使用目的	
期待される効果	
使用物件	
使用数量	
価格	
使用期限	年 月 日

2 承諾の場合

使用承諾番号	
使用条件	

3 不承諾の場合

使用承諾をしない理由	
------------	--

注意事項

- (1) 使用に当たっては、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱の内容を理解し、使用目的以外には使用しないこと。
- (2) 使用物件の完成品を使用する前又は完成後1月以内のいずれか早い日までに町に提出すること。
- (3) 町が使用状況に関して調査をする場合は、これに協力すること。

(裏面)

(教示事項)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

御嵩町長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印
連絡先

「ミーモくん」デザイン等使用変更承諾申請書

年 月 日付け 第 号で使用承諾を受けましたデザイン等の使用について変更したいので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

使用承諾番号	
--------	--

1 変更する事項

変更前	
変更後	
変更理由	

2 担当者連絡先

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類

変更後の使用物件の完成品又は見本（サンプル、レイアウト、原稿等）

別記様式第4号（第6条関係）

（表面）

第 年 月 日
号

様

御嵩町長



「ミーモくん」デザイン等使用変更承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請のありましたデザイン等の使用変更承諾申請について承諾（不承諾）しますので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

使用承諾番号	
--------	--

1 変更内容

変更申請のあった事項	
------------	--

2 承諾の場合

変更承諾した事項	
使用条件	

3 不承諾の場合

変更承諾をしない理由	
------------	--

注意事項

- (1) 変更承諾した事項以外は、当初の使用承諾の内容により使用すること。
- (2) 変更不承諾の場合は、当初の使用承諾の内容により使用すること。

(裏面)

(教示事項)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印
連絡先

「ミーモくん」デザイン等使用中止届

年 月 日付け 第 号で使用（変更）承諾を受けましたデザイン等の使用を中止したいので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

使用承諾番号	
--------	--

1 使用の中止について

使用中止の理由	
---------	--

2 担当者連絡先

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

別記様式第 6 号（第 10 条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長



「ミーモくん」デザイン等使用（変更）承諾取消通知書

年 月 日付け 第 号で承諾しましたデザイン等の使用（変更）承諾について取り消しましたので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

なお、承諾した使用物件は、速やかに回収等の措置を講じてください。

記

使用承諾番号	
--------	--

使用承諾の取消しについて

使用目的	
使用物件	
使用条件	
使用承諾取消理由	

(裏面)

(教示事項)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。